

★★令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施状況及び効果検証

(単位:千円)

| No | 交付対象事業の名称 | 所管 | 事業の概要 | 事業 始期 | 事業 終期 | 事業費 | | 実施状況 | 効果 | |
|----|-------------------------|----------|--|----------|----------|---------|------------|---|---|--|
| | | | | | | 総事業費 | うち 交付金額 | | | |
| | | | | | | 合計 | 1,040,042 | 699,432 | | |
| 1 | 新生児への臨時特別給付金給付事業 | 子ども支援課 | コロナによる影響の長期化が見込まれる中、出産・育児に不安を抱え、感染症対策を行いつつ子どもを養育する保護者へ経済的支援を行う。市内に住所を有するR3.4.1に生まれた特別定額給付金の対象と同学年となる子ども1人当たり10万円。 | R3.4 | R3.4 | 100 | 100 | ・助成対象者:1名 | コロナによる影響が長期化する中、不安を抱えながら子どもを養育する保護者に対し、経済的支援を令和2年度に実施しており、対象児と同学年でありながら対象から漏れたR3.4.1生まれの児の保護者に対し、同じ支援を行った。 | |
| 2 | 雲仙市産業サポート事業 | 商工労政課 | コロナ対策として新たな販路開拓の取り組みや事業を継続する上で必要な感染防止対策を行う取り組みに対し支援を行う。対象経費の2/3以内(上限300万円)。対象:市内の事業者(令和2年4月から令和3年3月までの任意の1月の売上げが、前年同月の売上げと比較して20%以上減少) | R3.4 | R4.3 | 7,420 | 7,420 | ・補助を受けてコロナ対策を行った事業者数:3件 | コロナ対策として新たな販路開拓の取り組みや事業を継続する上で必要な感染防止対策を行う取り組みに対し支援を行うことができた。 | |
| 3 | 商工業活性化推進事業 | 商工労政課 | コロナ対策として新たな販路開拓の取り組みや事業を継続する上で必要な感染防止対策を行う取り組みに対し支援を行う。対象経費の2/3以内(上限50万円)。対象:市内の事業者(令和2年4月から令和3年3月までの任意の1月の売上げが、前年同月の売上げと比較して20%以上減少) | R3.4 | R4.3 | 13,511 | 13,511 | ・補助を受けてコロナ対策を行った事業者数:35件 | コロナ対策として新たな販路開拓の取り組みや事業を継続する上で必要な感染防止対策を行う取り組みに対し支援を行うことができた。 | |
| 4 | 雲仙市緊急消費喚起対策事業 | 商工労政課 | コロナによる影響が長期化する中、昨年度までの支援対策だけでは、市経済の十分な回復に至っていないため、市民を対象とする、影響が大きい飲食店を中心に利用のできる商品券を昨年度に引き続き配布すること、また、接触による感染症を極力避けるためのキャッシュレス決済サービスを活用した地域経済対策により、更なる消費喚起を促し市経済の一日も早い回復を目指す。 商品券利用補助金:1人当たり共通商品券1,000円券、飲食店用商品券2,000円券 キャッシュレスキャンペーン | R3.7 | R4.3 | 173,422 | 168,696 | ・商品券換金枚数:239,681枚(執行率94.1%) ・商品券取扱店舗数:378店舗 ・キャッシュレス利用金額:235,328,605円(キャッシュバック額:41,635,031円)還元率20% ・キャッシュレスキャンペーン取扱店舗数:356店舗 | 市内全世帯に対し、共通商品券及び飲食店用商品券を配布したことにより、飲食店を中心とした市内店舗での消費喚起を促し、市内産業の活性化に寄与した。 | |
| 5 | 雲仙市地域産業再起支援事業 | 商工労政課 | 感染症の影響を受けた市内中小企業等に対し、事業を継続するための取組、早期回復に向けた取組、新しい生活様式に対応する取組を支援することにより、市経済の早期回復を目指す。 事業継続のための定期的な固定費の4/5以内(上限20万円×2回) | R3.7 | R4.2 | 164,419 | 116,118 | ・助成を利用した事業者数:881件 | 感染症の影響を受けた市内中小企業等に対し、事業を継続するための取組、早期回復に向けた取組、新しい生活様式に対応する取組を支援することにより、市経済の早期回復を目指すことができた。 | |
| 6 | 雲仙市緊急宿泊促進支援事業 | 観光物産課 | コロナによる旅行控えの影響が長期化する中、依然として市内の観光客及び宿泊客が回復していないことから、市民を対象に宿泊施設の利用を促し市内観光産業活性化を図る。市民が市内の宿泊施設に宿泊し、1人1泊当たり宿泊料金より5,000円値引き(値引前:1人1泊5,500円以上) | R3.7 | R4.3 | 43,453 | 43,448 | ・のべ宿泊者数:8,439人 ・利用総金額:126,545,331円 | 今回の宿泊補助を行ったことにより、約127百万円のコネが雲仙市内で使われているので、経済対策として効果があったと考える。 | |
| 7 | 修学旅行特別対策事業(小学校) | 学校教育課 | ①コロナ禍における修学旅行キャンセル料の保護者負担を軽減するため ②③ 小学校 20,000円×141人×50% ④市内小学校6年生保護者 | | | - | - | | | |
| 8 | 修学旅行特別対策事業(中学校) | 学校教育課 | ①コロナ禍における修学旅行キャンセル料の保護者負担を軽減するため ②③ 中学校 48,000円×196人×50% ④市内中学校2年生保護者 | | | - | - | | | |
| 9 | 公共交通対策事業 | 地域づくり推進課 | アフターコロナの安定運行を見据えた公共交通支援対策として、令和2年度中の減少が特に大きい定期航路事業者を支援する。 市内に事業所又は営業所がある一般旅客定期航路事業者を行う航路事業者に対し運行に必要な燃料費相当額の一部を支援する。 ・フェリー保有隻数×1,000千円 | R3.9 | R3.10 | 3,000 | 3,000 | 雲仙市定期航路運行支援金 ・支援金を利用した事業者数:1事業者 | 支援金を給付することにより、安定的な運行が行え、地域公共交通の維持が図られた。 | |
| 10 | | | | | | | | | | |
| 11 | 高収益作物持続化支援事業 | 農林課 | 緊急事態宣言が全国に広がる中、外出やイベント自粛により花卉の価格においても影響が広がっているため、次期作に前向きに取り組む農業者を支援 次期作に必要な資材購入費用を助成 10aあたり2.5万円 | R3.9 | R4.3 | 1,375 | 1,375 | ・助成対象作物面積:550アール | 農作物の価格下落による影響を受けた農業者に支援を行うことにより事業継続及び経営安定が図られた。 | |
| 12 | 新型コロナウイルス感染症対策緊急経営安定化事業 | 商工労政課 | 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業所に対し、関連資金(国、県の制度資金)に係る利子、保証料の補給を継続的に行うため、基金から補給する(令和3年度承認分)。 また、基金の造成を行う。(令和3年度承認分の後年度負担分) | R3.4 | R4.3 | 28,645 | 28,633 | ※3年度承認・基金積立のみ ・利子補給を行った事業者数:47件 ・対象融資額:722,327,000円 ・利子補給額:1,605,446円 ・基金造成額:27,040,000円 | 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業所に対し、関連資金(国、県の制度資金)に係る利子、保証料の補給を行うことができた。また、基金を27,040千円を新たに造成し、後年度の利子等の補給に備えることができた。 | |
| 13 | 雲仙市事業継続支援金(商工) | 商工労政課 | 長崎県下全域における不要不急の外出自粛の要請や8月から9月にかけて、34日間にわたる飲食店等に対する営業時間の短縮要請などにより売り上げが大幅に減少した市内商工業者に対し、事業継続を支援するため支援金を給付する。 R3.8~9月のいずれかの1カ月の売上げが、前年または前々年の同月と比較して20%以上している場合、1事業者あたり10万円×2月 | R3.9 | R4.3 | 78,156 | 64,556 | ・経営支援数:495件 | 新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた事業者に対し支援金を支給したことで、事業継続を支援した。 | |
| 14 | 感染拡大防止営業時間短縮協力金支給事業 | 商工労政課 | 県の営業時間短縮に応じ、一定期間短縮営業をに協力した飲食店に協力金を支給し、食食等による感染拡大の防止を図る。 | R4.1 | R4.8 | 241,922 | 23,936 | ・1月28日~2月13日までの期間に係る分:協力事業者数176事業者 ・2月14日~3月6日までの期間に係る分:協力事業者数176事業者 | 市内店舗が営業時間短縮に協力いただいたことで、感染拡大防止が図られ、また、協力いただいた店舗へ協力金を交付することにより、店舗の事業継続を支援した。 | |
| 15 | 雲仙市事業継続支援金(商工)※追加 | 商工労政課 | 県下全域への特別警戒警報や県独自の緊急事態宣言の発令、まん延防止等重点措置の適用など、外出自粛、イベント自粛要請が行われ、消費の低迷が続いており、飲食店を中心とした市内商工業者の経営は危機的状況に陥っているため、事業の継続を目的として給付金等を支給する。 R4.1月~3月売上げが、前年、前々年、前々々年の同月と比較して20%以上減少の場合 ・1月当り最大10万円(最大10万円×3月/事業者) | R4.3 | R4.8 | 140,560 | 120,767 | ・経営支援数:614件 | 新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた事業者に対し支援金を支給したことで、事業継続を支援した。 | |
| 16 | 雲仙市事業継続支援金(農業) | 農林課 | 県下全域への特別警戒警報や県独自の緊急事態宣言の発令、まん延防止等重点措置の適用など、外出自粛、イベント自粛要請が行われ、農業者が生産する農作物の価格、消費の低迷が続いており、経営は危機的状況に陥っているため、事業の継続を目的として給付金等を支給する。 R3.8月~10月の売上げが、前年又は、前々年と比較して20%以上減少の場合 又は R4.1月~3月売上げが、前年、前々年、前々々年と比較して20%以上減少の場合 ・1月当り最大10万円(最大10万円×3月/事業者) | R4.3 | R4.7 | 50,602 | 45,600 | ・経営支援数:農業180件 | 消費の低迷等による影響を受けた農業者に支援を行うことにより事業の継続及び経営安定が図られた。 | |

| No | 交付対象事業の名称 | 所管 | 事業の概要 | 事業 始期 | 事業 終期 | 総事業費 | | 実施状況 | 効果 |
|----|------------------------|----------|--|----------|----------|--------|------------|---|--|
| | | | | | | | うち 交付金額 | | |
| 17 | 雲仙市事業 継続支援金 (水産) | 農漁村整備課 | 県下全域への特別警戒警報や県独自の緊急事態宣言の発令、まん延防止等重点措置の適用など、飲食店での宴会中止や観光客の減少等による外食産業の需要減により、経営は危機的状況に陥っているため、事業の継続を目的として給付金等を支給する。 R3.8月～10月の売上額が、前年又は、前々年と比較して20%以上減少の場合 又は R4.1月～3月売上額が、前年、前々年、前々々年と比較して20%以上減少の場合 ・1月当り最大10万円(最大10万円×3月/事業者) | R4.3 | R4.7 | 9,053 | 5,400 | ・経営支援数:32件 | 売上げが減少し影響を受けた漁業者に支援を行うことにより事業継続及び経営安定が図られた。 |
| 18 | 農業燃油高騰特別対策事業 | 農林課 | コロナ禍におけるエネルギー価格高騰を受けて、施設園芸における農業経営に多大な影響を与えていることから、園芸セーフティネット構築事業への加入促進と併せて、燃油の一部を補助する。 ・対象期間:R3.10月～R4.3月 ・補助金額:施設園芸の加温用燃油として使用するA重油 1リットル当り10円以内 | R4.3 | R4.9 | 12,202 | 12,201 | ・支援した農業者数:2件(101名) | 燃油高騰による影響を受けた農業者に支援を行うことにより施設園芸セーフティネット構築事業への加入促進が図られた。 |
| 19 | 家畜飼料高騰特別対策事業 | 農林課 | コロナ禍におけるエネルギー価格高騰や輸入コンテナ不足を受け、輸入資材が高騰しており、畜産経営に多大な影響を与えていることから、配合飼料価格安定基金制度への加入促進と併せて、農業者積立金等へ助成を行う。 ・事業期間:R3 ・補助金額:配合飼料1トン当たり200円以内 | R4.3 | R4.8 | 11,605 | 11,605 | ・支援した農業者数:50件(77名) | 配合飼料高騰による影響を受けた農業者に支援を行うことにより事業継続及び配合飼料価格安定基金制度への加入促進が図られた。 |
| 20 | 漁業燃油高騰特別対策事業 | 農漁村整備課 | コロナ禍におけるエネルギー価格高騰を受けて、漁業経営に多大な影響を与えていることから、漁業経営セーフティネットへの加入促進と併せて、燃油の一部を補助する。 ・対象期間:R3.10月～R4.3月 ・補助金額:漁業用燃料 1リットル当り10円以内 補助限度額:1隻または1施設あたり100万円 | R4.3 | R4.7 | 9,853 | 9,852 | ・補助した漁業者数:67人 (件数78件(70隻、加工施設8施設)) | 漁業燃油の価格高騰の影響を受けた漁業者の燃油使用量に対し、一部を補助することで、燃油経費の負担を軽減することができた。 |
| 21 | | | | | | | | | |
| 22 | 子ども・子育て 支援交付金 | 子ども支援課 | (放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業) 放課後児童クラブ等において、コロナ感染症対策により職員の業務量は増大していることから、日常業務の負担軽減を図り、感染症対策に尽力するため、ICT化を推進し利用児童の入退室管理等の環境整備に係る費用の補助を行う。 1か所当たり 50万円 | R3.7 | R4.3 | 5,067 | 1,690 | ・ICT化に資するシステム導入率:61.9% (放課後 10カ所/全16カ所) (拠点 3カ所/5カ所) | 利用児童等の入退室の管理やオンライン会議等に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費を補助することにより、職員が働きやすい環境の整備や利用者等の利便性の向上が図られた。 |
| 23 | 子ども・子育て 支援交付金 | 子ども支援課 | (新型コロナウイルス感染症対策支援事業) 放課後児童クラブ等において、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費や感染防止用備品購入に係る費用の補助を行う。 | R3.7 | R4.3 | 12,849 | 4,283 | ・補助対象施設 延長 16カ所/全27カ所 放課後 13カ所/全16カ所 拠点 5カ所/全5カ所 一時預かり 7カ所/全27カ所 病児・病後児 3カ所/全3カ所 | かかり増し経費や感染防止対策の一環としての物品等の購入支援を行うことにより、対象施設において感染症に対する強い体制を整え、感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に提供していくことの助となった。 |
| 24 | 地域少子化 対策重点推 進交付金 | 地域づくり推進課 | コロナ禍において、人口減少の要因となる出生数の減少が進んでいることから、新婚世帯の経済的負担を軽減することで、結婚を後押しし、出生数の増加に繋げる。 (対象者) 結婚時の年齢が夫婦ともに39歳以下 夫婦の合計所得が400万円未満 結婚後、3年以上市内へ居住 事業前年度の1/1以降に婚姻した夫婦 | R3.4 | R4.3 | 4,612 | 916 | 交付件数:17件 (内訳)29歳以下:5件 39歳以下:12件 | 補助金を交付することにより、コロナ禍で経済的な不安などにより結婚を悩んでいたカップルの後押しをすることができ、今後の出生数の増加に繋げることができた。 |
| 25 | 学校保健特 別対策事業 費補助金 | 総務課 | (感染症対策等の学校教育活動継続支援事業) 学校における感染症対策を徹底し、学校教育活動の円滑な運営を図る。 ・学校における感染症対策に資する保健衛生用品の購入 ・児童・生徒の学習保障に資する1人1台端末用教材ソフトの導入 | R3.4 | R4.3 | 5,152 | 2,571 | ・各学校における消毒作業等感染症対策の実施回数:1回/日 ・児童生徒における手指消毒実施回数:1回/日 | 市内小中学校に消毒液等を整備することにより、学校生活における感染拡大防止につながった。また、万が一感染拡大時における学校休業時に学習が出来るよう、タブレット端末用学習ドリルの導入により、学習保障の確保につながった。 |
| 26 | 保育対策総 合支援事業 費補助金 | 子ども支援課 | (保育環境改善等事業(新型コロナウイルス感染症対策支援事業)) 保育所等において、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費や感染防止用備品購入に係る費用の補助を行う。 | R3.7 | R4.3 | 12,090 | 5,845 | ・補助対象施設 26カ所(うち1カ所は認可外)/全29カ所 | かかり増し経費や感染防止対策の一環としての物品等の購入支援を行うことにより、対象施設において感染症に対する強い体制を整え、感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に提供していくことの助となった。 |
| 27 | 保育対策総 合支援事業 費補助金 | 子ども支援課 | (保育所等におけるICT化推進等事業) 保育所等において、コロナ感染症対策により職員の業務量は増大していることから、日常業務の負担軽減を図り、感染症対策に尽力するため、ICT化を推進し、保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の補助を行う。 | R3.7 | R4.3 | 3,924 | 1,309 | ・ICT化に資するシステム導入率:40.7% (11カ所(うち6カ所はH28実施)/全27カ所) | 保育に関する計画・記録に関する機能、園児の登園及び降園の管理に関する機能、保護者との連絡に関する機能を有するシステムを導入するための費用助成を行うことにより、保育士等が働きやすい環境の整備や利用者等の利便性の向上が図られた。 |
| 28 | 雲仙市事業 継続支援金 (畜産) | 農林課 | 県下全域への特別警戒警報や県独自の緊急事態宣言の発令、まん延防止等重点措置の適用など、外出自粛、イベント自粛要請が行われ、農業者が生産する農作物の価格、消費の低迷が続いており、経営は危機的状況に陥っているため、事業の継続を目的として給付金等を支給する。 R3.8月～10月の売上額が、前年又は、前々年と比較して20%以上減少の場合 又は R4.1月～3月売上額が、前年、前々年、前々々年と比較して20%以上減少の場合 ・1月当り最大10万円(最大10万円×3月/事業者) | R4.3 | R4.7 | 7,050 | 6,600 | ・経営支援数:畜産24件 | 消費の低迷等による影響を受けた農業者に支援を行うことにより事業の継続及び経営安定が図られた。 |